

ねんきん「コーナー」

¥
お得な保険料の口座振替による納付と前納制度のご案内

口座振替(預貯金口座からの引き落とし)や納付書による前納制度を利用すると、保険料をお得に納付することができます。

最大2年分(令和4年度は令和6年3月分まで)の保険料をまとめて納付でき、毎月納付書で納付するより、便利にお得に納付ができます。

ぜひ「口座振替納付」または「納付書でのまとめ払い」をご利用ください。

ご希望の方には申込用紙を送付しますので、幡多年金事務所までご相談ください。(☎3411616 音声案内2↓2押下)

口座振替を利用することで国民年金保険料をお得に納付できます

★**お得①**
 口座振替で2年分まとめて納付すると、毎月納付書で納付するより最大1万5千850円割引されます(令和3年度の場合)。

★**お得②**
 口座振替でのみ利用できる納付

方法がありお得です。

※毎月納付であっても当月末に引き落としすることで50円割引されます。

★**お得③**
 手数料がお得です。

※残高不足であっても、翌月にも一度引き落としされるため便利です。

※ご本人様以外の方の口座から引き落としすることができ便利です。
保険料の納付は口座振替による2年前納が一番お得です

●6カ月前納(令和4年4月から9月分)の場合、4月末に6カ月分を一括引き落としします。

●1年前納の場合、4月末に1年分を一括引き落としします。(令和3年度の保険料は9万8千530円、割引額は1千130円)

●2年前納の場合、4月末に2年分を一括引き落としします。(令和3年度の保険料は38万2千550円、割引額は1万5千850円)

●各前納の申込期限は、いずれも令和4年2月末までとなっています。

※各前納の保険料の金額や割引額について、令和4年度は変更になる場合があります。

〈前納(2年・1年)の

申込を希望される方へ〉

令和3年度の申込はすでに終了しています。今回のご案内により令和4年2月末までにお手続きをいただくと、令和4年4月分から前納が開始されます。

それまでの間は定額保険料が引き落としされますので、毎月の保険料の納め忘れがなく便利です(注)..
 ※すでに納付書により令和4年3月分までの保険料を納付済みの方は、令和4年4月末から引き落としが開始されます。

納付書でのまとめ払いによる割引はいつでも申込ができます(割引額は口座振替納付の場合と異なります)。

○お問い合わせ

☎4312800

本庁住民課住基戸籍係

☎5513701

佐賀支所地域住民課総合窓口第2係

☎3411616

日本年金機構幡多年金事務所

¥
知っていますか？保険料の免除・猶予制度

や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」があります。

2月中旬以降、日本年金機構幡多年金事務所から順次お知らせを送付しますので、内容をご確認ください。

同封されているハガキ形式の「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」に、必要事項を記入してポストに投函することで、令和3年度分(令和3年7月から令和4年6月分)の免除・納付猶予を申請することができます。ただし、学生の方や令和3年6月以前の期間の免除・納付猶予については、今回送付される申請書では申請できません。申請を忘れていた期間がある方は、左記へご相談ください。

○お問い合わせ

☎4312800

本庁住民課住基戸籍係

☎5513701

佐賀支所地域住民課総合窓口第2係

☎3411616

日本年金機構幡多年金事務所

保険料が納め忘れの状態で、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金

☎3411616